

多度津町農業委員会議事録

平成28年5月20日午前9時32分より午前10時30分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 相続税納税猶予適者格証明願について |
| 報告 | その他 |

出席状況
出席委員(21名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者(2番)	斯 波 貞 和
職務代理者(3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
5番委員	亀 山 和 均
7番委員	大 西 和 芳
8番委員	村 井 登 夫
9番委員	山 地 正 夫
10番委員	松 岡 安 男
11番委員	香 川 篤 則
12番委員	大 谷 泰 則
13番委員	土 田 敏 雄
14番委員	三 野 敏 彦
15番委員	山 地 孝 雄
16番委員	塚 本 繁 造
18番委員	矢 野 和 幸
19番委員	大 島 弘 弘
21番委員	山 崎 義 行
23番委員	藪 昌 子
24番委員	塩 入 達 彦
25番委員	篠 原 壽 雄

欠席委員(4名)

6番委員	堀 家 徹
17番委員	横 關 夫
22番委員	松 浦 俊 正
20番委員	中 津 德 久

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

事務局長 おはようございます。
少し時間過ぎてしまいましたが、ただいまより平成28年5月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
それでは、開催に当たりまして秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長 おはようございます。
汗ばむ陽気と申しますか、もう暑ささえ感じる時期になってまいりまして、麦刈りも大分進んでおるようでございます。天候に恵まれて、順調に進んでいるようでございますが、また田植えの準備等々、非常に委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。
田植えと申しますと、献穀田のほうも、5月29日12時30分から神事予定されております。また、委員の皆さんのほうから、関心のある方は、出席できる方は出席していただきたいと思っております。
ということで、後ほど閉会后、農業委員会法の改正等でまた事務局よりお話、相談等あるようでございます。よろしく願い申し上げます。
それでは、早速でございますが、開会いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。中津委員さん、松浦委員さん、堀家委員さんが所用のため欠席の連絡をいただいております。横關委員さんにつきましては、連絡がついておりません。
次に、本会議の成立でございますが、出席委員は25名中21人でございますので、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長 それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思っております。
まず、議事録署名委員のほうでございますが、慣例によりまして私のほうより指名させていただきます。7番の大西委員さん、8番の村井委員さん、よろしく願いいたします。
それでは、議案のほうに移らせていただきます。
議案第1号 使用貸借解約通知について（報告）を議題といたします。よろしく願いします。

4番委員 小委員会は。

議長 そうやな、もう心配事がようけあって疲れとんじゃ。非常に真面目にやりよるつもりやったんですが、代表の方よろしく願いいたします。

4 番委員 それでは、小委員会の内容を報告します。

きのう、9時からここへ集まりまして、まず現地確認ということで出発いたしました。行きましたのは、会長並びに職務代理2名、それから事務局2名、それから農業委員3名、計8名で現地確認に行っていました。

一応、行きましたところは、議案第2号、3号、4号でございます。現地で事務局のほうから説明も受けましたけども、別に問題はないというようなことございました。

あと帰ってきました、この場でまたその他の議案につきまして審議をいたしました。それらにつきましても、別段大きな問題はございません。その他の案では、やはり今会長が言われましたように、農業委員会の改定の問題とかありまして、いろいろと議論は出ましたけども、最終的にはやはり定例会で決定するもんじゃないかというようなことございますので、これらもあわせてひとつご審議をよろしく願いたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案のほうに移らせていただきたいと思います。

議案第1号 使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしくをお願いします。

事務局 それでは、議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、2番の解約理由につきましては、借受人の奥様が病気を患ったため、耕作面積を減らしたいとのことでした。

3番につきましては、6月に駐車場用地として転用申請予定となっております。

以上です。

議長 報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案書2ページをごらんください。

【議案第2号1番、2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、1番の耕作面積は備考欄にもありますように、譲受人は農事組合の構成員であり、所有農地は法人に貸し付けているた

め耕作面積はゼロとなっております。

2番の権利区分にあります地役権についてなんですけれども、自分の用地を利用するために他人の用地の一部を利用させてもらうための権利になります。今回は、譲受人が居宅を建設するに当たり、宅地から生活用排水を流すためには譲渡人の農地を利用することが不可欠となります。この生活用排水の排水管を埋没させるための面積が489平方メートルのうち14平方メートルとなります。

周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明ございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたい。

24番委員 ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

24番委員 2番の分で、備考のところに排水管撤去って書いてる。今、説明で排水管を入れると言うたのではないんですか。

事務局 排水管を譲渡人の田の下に渡すようになるんですけども、その14平方メートルを借りているような状況になるので、28年7月1日からその排水管をもし撤去することがあれば、そのときまで借りておくという形で、恐らくほぼ永年というような形にはなるかと思うんですが。

24番委員 14平米を借りて排水管を入れるという意味ではないんですか。

議長 入れて撤去するまでというのを……。

24番委員 ああ、そういうこと。

事務局 この期間貸借します、まあ貸借ではないんですけども、この期間っていうのでお借りしますというのが、一応期間として契約書上にも書いてありますので。

24番委員 はい、わかりました。

事務局 濟いませぬ、ちょっとわかりづらい。

24番委員 までということやな。

議長 ほなけん、これ真ん中波が入れとるがな。これが問題や。波があつて。

24番委員 そういうことですか。

15番委員 それで、こういうの貸し付けという方法が、こんな中で行けるんです

か。普通の場合だったら、こういう場合は貸借で銭なしですわね。親子関係だったら大体。ような格好で、今までは出てきとんやけど、貸し付けというて出たのは初めて違うんかなあ。

議長 地役権というたら。

事務局 そうですね。地役権っていうのが、先ほども申したとおり譲受人が居宅を建設するに当たって、自分の居宅を使うためには譲渡人の農地を一部利用しないとイケない。利用するために、その排水管を埋めるところを借りている……。

15 番委員 いやいや、それはわかるんや、そこまでは。だけど、貸し付けという言葉が今までこないに出てきたことないんじゃないかということをお願いよん。

事務局 この地役権自体が、直近……。

15 番委員 大体は、貸し借りみたいな格好で、家建てたって子に建てる場合だったら貸借権ですよ。

事務局 それ、4条申請とかではない。

15 番委員 うん、の場合もそうですけども。これ3条出てきとるけど、3条でも名義変えるみたいなんが出る、本来なら。

事務局 名義は……。

15 番委員 3条で係るはずがないんですよ。

事務局 名義は変えないので。

15 番委員 いや、ほんだけん親から子でしょう。

事務局 はい。

15 番委員 その場合に、面積ゼロですよ。さっき言いよったように、何か言いよったけど。ちょっと、聞き漏らしたかもわからん、ゼロですよ。ほんで、農地としてなるんですか。

議長 私はわからんのやけど、地役権というたら貸し付けという言葉を使うということでないか。そういうようにとったらええんと違うんかな。

15 番委員 そうかなあ。

事務局 面積。

15 番委員 いやいやゼロで、ほんで3条で何で出てくるんですかということ。

事務局 この3条っていうのの中に、いつもの農地を取得するという権利または……。

15 番委員 ほんで、取得せんけん貸し付けしたわけ。

事務局 取得する場合と、3条での貸し付けというのもあるんですよ。普通の貸借として。今回は、その他の設定という中に地役権というのがあります。地役権というのが土地を一部利用させてもらうために借りるに

るんですよ。

- 15 番委員 貸し付けというのあるんやな。
議長 こういうようなんがあるということや。
事務局 そうですね、なのでちょっと。
議長 そのほうが簡単なということや。手続上。
15 番委員 貸借権と関係なしに、貸し付けと言うたら終わりや。逆に言うたら。
議長 うん、ほなけん手続が簡単なんちゃうん。
4 番委員 これ親子やきん、これでできるわけや。ほなけど、親子でなかって…。
15 番委員 親子でも貸借権でやっ取るのもあるしな。家や建てる人なんかはそう
やしな。
4 番委員 貸借権になったら期間の設定するとか、いろいろほかの問題が出てく
るけど、この場合はそれは関係ないな。
15 番委員 相続までも勝手になりよるんやけどな。
4 番委員 ほなけん親子でおって、そなんしとる……。
議長 面積が少ないとか、何か条件がある。
4 番委員 しとってでも、他人さんがこっち入ったら問題になるんな。
事務局 いや、4条とかで家を建てるために土地を貸借ってというのはよく出る
かと思うんですけども、今回出ているのは所有権の移転でも貸借権と
かの設定でもなく、その他の使用収益権という中の地役権というのを今
回使ってるんですよ。地役権という田として上を使うとかではなくて、
今回で言うと生活用排水の排水管を埋没させてもらうなので、土地の下
側を借りますってというような設定になるので、これ別に親子じゃなくて
も、もちろん自分の農地なり宅地なりを使うときに、お隣さんとかの田
を田渡しで下側ちょっと排水管入れさせてもらったり、電線とか田の上
に張るときも地役権というのが出てくるので、これは借りるという形に
なるので、決して所有権が移転するわけでもないので貸し付けっていう
表現になるんですけども。
議長 その他の中にあるというんで。やっぱり事務局、こういうんを指導し
てくれたら非常に勉強になってええんや。農家は有利やと、有利と言う
んか。
事務局 多分、余り出てなくて、直近出ているのが平成24年9月ごろに出
るので、現委員さんでいらっしやらなかった方は恐らく今回初めての申
請になるかと思うんですけども。
議長 わしも初めてした23年、24年にあったというん。
4 番委員 きのう小委員会でもそれ問題になったんや。ほんなら23年ごろに一
遍出とりますよと言われたけん。

議長 そういう方法もあるということで、勉強になって非常にええかなと。
4 番委員 簡単で簡素でええんちゃうん。こういうようなんがありよったら。
議長 そうそう。
16 番委員 ほなけん14平米は使うんですか。
議長 上やけん使うやろ。
16 番委員 上やけん使うということ。
議長 よろしいでしょうか。
ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでございましたら、議案第2号を承認することにご異議ござ
いせんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請につい
てを議題といたします。お願いいたします。

事務局 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であるこ
とから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、公
衆用道路となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適
当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は昭和49年9月10日、工
事完了は昭和49年11月30日に完了しているので、無断転用の事案
であるので、転用の確実性が認められてます。資金計画についてですが、
当時地元が町へ要望し、町の補助金で生活道を整備したそうです。額に
ついては不明です。資金証明書は添付しておりません。また、転用面積
については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いた
しません。

今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害
防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないこと
などから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かございましたらお願いします。

一般的に、登記できてないのあるわな。

24 番委員 うちのほうの担当になるんですけど、書いとるとおり昭和49年、町が

整備してくれたみたいなので、それでそのあたりの水道管も下水道管も入っとるけん、そのときに登記をしてくれとったらええということだったんやけど、この●●●●は今回町のほうへその部分を引き取ってくれんかという話をかなり交渉はしたんやけど、町のほうはもうやっぱり引き取ってくれないということで、もう●●●●が自分の土地を提供するという格好に持っていった。ようけありますわ、ほんまに。

議長

いかがでしょうか、よろしいですか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局

【議案第4号1番から3番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、駐車場用地となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年7月10日、工事完了が平成28年9月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計350万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由としては非農家の自己住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年7月10日、工事完了が平成29年6月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計1,490万円

となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

続きまして、番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、駐車場用地となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年7月10日、工事完了が平成29年7月10日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計4,000万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当しますが、駐車場用地の場合は協議を行う必要がありません。

以上3件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 ということでございますが、皆さんのほうから何かございましたら。

はい、どうぞ。

15 番委員 ちょっと、1つだけ聞きたいんですけども、3番の議案で2分の1ずつそれぞれ持ってますけども、これ9.83の平米に対してですか。

24 番委員 そうです。もうこれ道路がとられて、もともと広い土地だったんですけども、そういうところが残ってるわけや。

15 番委員 それを、こなんして……。

24 番委員 2人、親子ですわ。

15 番委員 9. 何ぼ2人にしとんですか。

24 番委員 そうそうそう。ただ、実測すればやっぱり100平米近くぐらいあったみたいなんやけどの。

15 番委員 もとはね。その一部やね。

24 番委員 道隆寺の北側から来るとこね。前に、シルバーに貸してイチジクをちょっと栽培しとった分の、その道路側に細いところが残ってたわけや。ほんで、帳面上は9. 何平米しかないんだけど、現実には100平米近くあったと聞いとんですけどね。あそこです。ほんで、親子でもそういうふう……。

- 15 番委員 こないに少ないのに、2分の1のあれで相続するんがあるんかいなと思っただけ、ちょっと聞いたんです。
- 24 番委員 それは、そうしとるいうことで。
- 15 番委員 できんことはないけど。1平米でもできんことはないんやけど。
- 議長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。
- (なし の声あり)
- ないようでございますので、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし の声あり)
- 異議なしということで、議案第4号を承認といたします。
- それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
- 農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当いたします大西委員さん、大島委員さん一時退席をお願いします。
- (大西委員、大島委員退席)
- 事務局よろしくをお願いします。
- 事務局 議案書の5ページから18ページ、両面コピーになっております。
- 多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。全部で70件、10万1290.91平方メートルの申請があり、再設定、更新につきましては29件、5万9271.91平方メートルになります。内訳といたしまして、使用貸借権が27件、5万3900.91平方メートル。賃借権が2件、5371平方メートルになります。新規の申請については41件、4万2019平方メートルになり、内訳としては使用貸借権が36件、3万7382平方メートル。賃借権が5件、4637平方メートルになります。
- 以上、70件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますので、特段問題はないかと思えます。
- なお、利用権設定に直接関係はないんですけれども、先月ご質問のありました機構への設定期間ですが、ごめんなさい、これまた大島委員が着席してから、ちょっと設定期間については説明させていただくので、利用権設定以上です。
- 議長 大島委員はどこにあるん。
- 事務局 16ページの60番になります。
- ということでございます。
- 議長 はい、どうぞ。
- それやったら聞きたいんですけれども、議案第5号の一番最初に入っと

15 番委員 　　る貸借ですか。
1 番。
議長 　　うん、これで備考欄で期間使用貸借の表裏ですか、これは。
15 番委員 　　はい。
事務局 　　期間借地になってるんです。これは、10月1日から5月31日とい
15 番委員 　　うことは、これ目的が麦なんですか。
事務局 　　そうですね、麦の。
事務局 　　麦ですか。
15 番委員 　　はい、麦と伺っております。
事務局 　　麦ですか。
15 番委員 　　はい。
事務局 　　不思議なの。
15 番委員 　　利用目的が麦になつとる。
議長 　　10月1日からやけん、これは麦でええんや。
15 番委員 　　年越しになつとんやろうが。
4 番委員 　　そうやな。10月から5月やから。
議長 　　麦だけの期間設定な。
15 番委員 　　はい。
事務局 　　ほんで、この場合、期間借地する場合は、1回ごとに結ばないかんの
15 番委員 　　ですか。
事務局 　　いや1回ごと、一応この方だと28年6月1日から3年間の麦の期間、
事務局 　　3回分の麦の期間ということで。
事務局 　　はいはい。
15 番委員 　　水稻は、どっかがつくるん。
議長 　　基本的に、今回の貸付人に関しては、水稻はご自分でというふうに伺
事務局 　　ってます。
事務局 　　自分でということやな。ああ、なるほど。
議長 　　お米だけつくるんじゃな。
4 番委員 　　そらそういうのはあるわな。
議長 　　そうしたら、ほかにございせんか。
（なし の声あり）
事務局 　　ないようでございましたら、議案第5号を承認することにご異議ござ
いますせんか。
（異議なし の声あり）
事務局 　　なしということでお願いいたします。ということで、なしということ
で議案第5号は承認といたします。

(大西委員、大島委員着席)

続きまして……。

事務局 ごめんなさい。機構の設定期間についていいですか。
議長 済いません、先月質問あった、ああそうか2人おらんやったんやな。
事務局 はい。
議長 それでは先月、事務局のほうからちょっと報告したいということでお
願いいたします。

事務局 今回の利用権設定に直接関係はないんですけども、先月ご質問のあ
りました農地機構への設定期間なんですけれども、前回●●●●が6年
間借り受けして、ほかの方が10年間借り受けしていた際に助成金等が
出るのかというご質問がありました件についてご報告させていただきます。

農地機構への設定期間ですが、現在原則として6年以上になりますが、
期間については出し手との協議になります。また、出し手に対する助成
は10年以上の貸付期間が要件としてありますが、受け手に対する助成
は設定期間の長さにはかかわらず、期間満了まで継続する要件があるよ
うです。受け手が期間満了後、再度更新をした場合には、機構を通じた
新たな借り受け農地であるという要件を満たさないため、2回目の助成
金は出ません。これらの助成に関する要件は、設定期間以外にも細かく
要件がありますので、一概に機構を通せば助成を受けられるというもの
では限りませんので、詳細は担当者のほうにまたご相談いただければと
思います。

以上です。

議長 ということでございます。
それでは次のほうに、皆さんのほうに送付するのがおくれたというこ
とで、追加議案的になりますが、議案第6号よろしいでしょうか。

議案第6号 相続税納税猶予適格者証明願についてを議題といたしま
す。

事務局 済いません、送付するのが遅くなりまして申しわけありません。

【議案第6号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、所有農地11筆中今回9筆の申請があり、適用
を受けるための証明願が提出されました。なお、事務局で現場確認をし
たところ適切に管理されていました。

以上です。

議長 ということで、今回は一応、皆さんのほうから何かございますか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第6号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第6号を承認いたします。

なお、説明ちょっとしてくれる。その他の中で言うてくれるん。

18 番委員

ちょっと質問。

議長

はい、どうぞ。

18 番委員

ちょっと、相続税の猶予やけど、今までは何か20年、期間が20年だったんかいの。

議長

そうそう。

18 番委員

もう今は、期間なしになったんやな。1代だけという。どないなん。20年かな。今はまだ。この猶予の期間というん。

11 番委員

その人が死ぬまでじゃ。

18 番委員

死ぬまでになったんやの。

職務代理者(2番)

これは、遺産相続。

議長

ほんなら何じゃ、きのうもちょっと小委員会も出たんじゃけど、生前贈与と相続税と猶予の分、ちょっとまた資料。

事務局長

そうですね。また来月、多分混乱してしまうと思うんで。そこら辺また、贈与と相続と生前贈与。

議長

変わったとこ大分あるけんな。

事務局長

わかりやすく取りまとめて、来月にお示しします。

議長

どっかの資料には、改選のときにもろうた分の中にどっかあるかな。新たに、いかんかったら会議所から。

事務局長

もしくは、税務署とか税務課のほうで話ししますの。

議長

そうですか。ということで農業会議所。ほんなら矢野さん、それまた。ということで、次参らせてもろうて、議案は……。

議長、ちょっと構んな。

議長

はい、どうぞ。

11 番委員

この納税猶予の適格者のこの分で、今新しいに変わるとるやん。1年になつとるやん。20年から変わったじゃないですか。ほんで、前々は一応法人格が農地を利用権設定する場合にはできなんだわけなんですよね。ほいで、もうこれが変わってから、今はできるって聞いてるんですけど、それは合うてるんですか。

議長

うん、わしもそう聞いたんやけど、そういうようなんもあわせてほんならしてもらおうか。

15 番委員

20年契約しとる人は、貸すことはできません。20年でできろうと思

うたら。永久にしようと思うたら、死ぬまでにすれば、貸したりあれはできます。それ以外はできません。20年というんは、そこで一応区切りとして、20年で済まそうと思えばそこまでは自分でせなしようがない。

議長 利用権設定、経営基盤強化促進法と農地機構合わせてやな香川さん。
11番委員 そうそうそう。
議長 それ、ほんなら局長、済まんけどそれもあわせて資料を。
そうしたら、議案件は済んでわけでございます。
最後、報告、その他の件、事務局お願いします。
事務局長 報告、その他でございます。
事務局より報告いたします案件は3点ございます。
1点目は、相続税納税猶予適格者証明願について、今の分について事務局から報告します。
2点目は、水利総代変更について。
3点目は、熊本地震義援金の募集についてでございます。

事務局 【その他3点について事務局より説明】

事務局長 それでは最後に、来月の予定についてをお知らせいたします。
6月の小委員会は、16日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは、7番の大西委員さん、8番の村井委員さん、9番の山地委員さんをお願いいたします。
定例会は、翌17日金曜日の午前9時30分からこの第1会議室で行います。署名委員さんは、9番の山地委員さん、10番の松岡委員さん、11番の香川委員さんのうち2名の方をお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、今から10分の休憩をいただきまして、今月皆さんに協議していただきたいことがございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 この時計で、ほんなら40分で行きましょうか。

ということで、定例会一遍閉めてということで、後また寄って、ほんで全体通しまして皆さんのほうから何かございますか。特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで閉会いたしたいと思えます。どうも長時間ありがとうございました